

緊急事態発生時における投資信託の運営等に係るガイドライン

平成19年 5月18日制定
平成24年12月20日改正
令和 3年 7月15日改正

I. 目的

このガイドラインは、自然災害、テロ事件、システム障害又は大規模停電などの不測の事態の発生に伴い、有価証券市場の取引停止などの事象（以下「緊急事態」という。）が生じた場合において、投資信託委託業者（以下「委託業者」という。）が、投資信託（以下「ファンド」という。）の適切な運営を確保するために講じる措置等について決定する上での指針となる事項を定めるものである。

II. 緊急事態が生じた場合に委託業者が講じる措置及びその内容等

緊急事態が生じた場合において、委託業者が講じる措置及びその内容、並びに販売会社及び金融商品仲介業者（定款第4条第1項第1号に掲げる金融商品仲介業者をいう。）への要請事項は、次のとおりとする。

（1）委託業者が講じる措置及びその内容

委託業者は、ファンドの設定・解約の申込みの受付を中止する措置（措置の対象となるファンドの約款で定める基準価額適用日の基準価額で処理する設定・解約の申込みの受付を中止することをいい、以下「受付中止措置」という。）を講ずるものとする。

この受付中止措置は、本会の特別対策委員会の決議の通知があったとき、又は委託業者が必要かつ適当と認めるときに講ずるものとする。

（2）受付中止措置を講じる場合の販売会社への要請事項

委託業者は、販売会社に対して、受付中止措置の実施及び対象ファンド等の情報を通知するとともに、当該措置が円滑に実施されるよう、以下の事項について要請するものとする。

- ① 営業店等に対する当該措置の速やかな周知の実施
- ② 既に受付けている設定・解約の申込みについては、顧客の意向を踏まえ、当該注文の取消し又は翌日以降の注文として処理すること
- ③ 投資者の混乱を避けるため、投資者に対する設定・解約の注文に係る取扱い等を十分に説明すること

III. 社内体制等の整備

（1）委託業者は、緊急事態の発生による受付中止措置の実施を想定し、「緊急時における投資信託の設定・解約の申込みの受付中止措置に係る基本的な考え方」（別記参照）及び以下に掲げる要素を踏まえ、当該措置の対象となる可能性のあるファンドや当該措置の対象外とするファンドの条件等を検討・決定するなど、当該措置を適切かつ円滑に実施するための社内管理体制をあらかじめ整備するものとする。

- ① 当該事象により影響をうける資産の組入比率の水準

- ② 当該ファンドの設定又は解約の状況及びその純資産総額に対する割合や受益者等の属性の構成
- ③ 受益者間の公平性や信託財産に対して与える影響
- ④ 確定拠出年金、定額積立等、通常と異なった販売形態等からの設定・解約の申込みの有無
- ⑤ ファンドの商品性格
- ⑥ その他

また、当該措置の対象又は対象外とするファンドの条件等については、定期的又は必要に応じた見直しに努めるものとする。

- (2) 委託業者は、上記の社内管理体制の整備を踏まえ、事前に販売会社との間で、受付中止措置を実施する場合の連絡方法及び連絡窓口並びに措置適用若しくは適用除外と想定するファンドの要件等、円滑な措置の実施に必要と考えられる情報を協議し連携するものとする。

IV. 想定される事象とその発生に伴い講じる措置等

1. 取引所等の取引停止

- (1) 東京証券取引所及び大阪取引所（以下「東京証券取引所等」という。）の取引停止

① 措置の実施の決定

委託業者は、東京証券取引所等の取引停止の緊急事態発生時において、本会の特別対策委員会の決議の通知があったとき、又は委託業者が必要かつ適当と認める時に受付中止措置を講ずる。

② 委託業者が講じる措置

委託業者は、上記①の措置及びその対象とするファンドを決定し、販売会社に速やかに連絡する。

なお、ファンドを決定するに当たっては、ブラインド方式の遵守を確保するとともに、次のような点を考慮し、当該ファンドの基準価額への影響や設定・解約に伴う信託財産への影響などを検討し、決定することが望ましい。措置の対象ファンドの決定等

- a 約款に定められている申込み不可日
- b 上場銘柄の組入比率（概ね20%程度を目安として、委託業者が適当と考える水準）
- c 信託財産に占める当該取引所の先物取引のウェイト
- d 最近のファンドの設定又は解約の状況、またその純資産総額に対する割合
- e 先物市場と現物市場の乖離状況
- f ファンドの商品性格
- g その他

- (2) 東京証券取引所等以外の国内取引所の取引停止

委託業者は、当該取引所の取引停止の状況等に応じ、上記（1）に準じた措置を講じるものとする。

(3) 国内の申込受付時間終了後に取引が開始される海外取引所（欧州、米国等）の取引停止

① 委託業者が講じる措置

委託業者は、国内の申込受付時間終了後に取引が開始される海外取引所において日本時間の正午までに終日停止を決定した場合又は前日の取引が停止され、当日の取引が再開される見込みがないと委託業者が判断する場合に受付中止措置を講じる。

なお、当該海外取引所が先物市場である場合には、株式、債券のほか、金利、為替等どのような原資産であるかを問わない。

② 措置の実施及び対象ファンドの決定等

委託業者は、海外取引所の取引停止に関する情報を入手し、上記①の措置及び当該措置の対象ファンドを事前に策定していたリストを基に検討し、適当と判断する場合にはその実施を決定し、速やかに販売会社に連絡する。

なお、措置の実施及び対象ファンドを決定するに当たっては、次のような点を考慮し、当該ファンドの基準価額への影響度や当該基準価額による設定・解約に伴う信託財産への影響などを検討し、決定することが望ましい。

- a 当該ファンドの約款に定められている申込み不可日
- b 上場銘柄の組入比率（概ね20%程度を目安として、委託業者が適当と考える水準）
- c 信託財産に占める当該取引所の先物取引のウェイト
- d 最近の当該ファンドの設定又は解約の状況、またその純資産総額に対する割合
- e 先物市場と現物市場の乖離状況
- f ファンドの商品性格
- g その他

(4) 国内の申込受付時間と取引時間が重複する海外取引所（アジア、オセアニア等）の取引停止

① 委託業者が講じる措置

国内の申込受付時間と取引時間が重複する海外取引所において次のイからロに掲げる事象が生じた場合、イの場合は当日の申込について、ロの場合は翌日の申込について、委託業者は受付中止措置を講じる。

イ 当日の取引が停止し、日本時間の正午までに取引再開について発表がない場合

ロ 日本時間の正午以降に取引が停止し、翌日の取引が再開される見込みがないと委託業者が判断する場合

② 措置の実施及び対象ファンドの決定等

委託業者は、当該海外取引所の取引停止に関する情報を入手した場合には、上記①の措置の実施及び当該措置の対象ファンドを事前に策定していたリストを基に検討し、適当と判断する場合にはその実施を決定し、速やかに販売会社に連絡する。

なお、当該措置の実施及びその対象ファンドの決定に当たっては、ブラインド方式の遵守を確保するとともに、次のような点を考慮し、当該ファンドの基準価額への影響度や当該基準価額による設定・解約に伴う信託財産への影響などを検討し、決定することが望ましい。

- a 当該ファンドの約款に定められている申込み不可日
- b 上場銘柄の組入比率（概ね20%程度を目安として、委託業者が適当と考える水準）
- c 信託財産に占める当該取引所の先物取引のウェイト
- d 最近の当該ファンドの設定又は解約の状況、またその純資産総額に対する割合
- e 先物市場と現物市場の乖離状況
- f ファンドの商品性格
- g その他

（5）為替市場の取引停止

イ 基本的には、受付中止措置を講じる必要はないものと思われるが、例えば、為替市場の取引停止によりファンドの回金に支障を生じ、解約資金の確保が困難となるファンドがあるなど委託業者が必要と認める場合には、受付中止措置等の措置を講じることを妨げない。

なお、委託業者は、受付中止措置の実施及び対象ファンドを決定した場合には、速やかにその旨及び対象ファンド名を販売会社に通知するものとする。

ロ 為替市場の取引が停止された場合には、信託財産の評価に使用する為替レートについて、本会において協会規則に基づき対応し、委託業者に通知する。

2. 暴落等取引市場の混乱

基本的には、受付中止措置を講じる必要はないものと思われるが、連日の暴落等により気配相場が継続する場合や資産の流動性に影響を及ぼすおそれがある場合など委託業者が必要かつ適当と判断した場合には、受付中止措置を講じることを妨げない。

この場合委託業者は、次のような点を考慮し、個別ファンドの基準価額への影響度や当該基準価額による設定・解約に伴う信託財産への影響、解約のための資金繰りなどを検討し、決定することが望ましい。

- a 気配相場の継続に伴う当該気配相場と実勢価額との乖離状況
- b 当該ファンドの資産構成及び最近の解約状況（資金繰り）

なお、委託業者は、受付中止措置の実施及び対象ファンドを決定した場合には、速やかにその旨及び対象ファンド名を販売会社に通知するものとする。

3. 市場インフラの機能停止

大規模地震等の災害や取引所配信システム又は決済機構の停止等により、相場情報の入手が全く不可能な状況となり、基準価額の算出が困難となった場合や資産の流動性に著しく影響を与える場合には、委託業者は受付中止措置を実施する。

この場合において、委託業者は、次のような点を考慮し、措置の実施及び措置の対象ファンドを検討し、決定することが望ましい。

- a 相場情報の入手困難となった証券取引所上場銘柄の組入比率による影響度
- b 基準価額算出の可能性の有無

4. その他

上記1から3に定める事象以外の事象が生じた場合においても、委託業者は、ブラインド方式の遵守の確保や基準価額への影響度等を勘案し、ファンドについて受付中止措置を講じる必要があるかつ適当と判断する場合には、当該措置を実施することを妨げない。

V. 販売会社に対する措置の実施等の連絡

委託業者は、本会から連絡のあった特別対策委員会が決議した措置若しくは委託業者が決定した措置、並びに当該措置の対象ファンド名等の措置の実施に必要となる情報として所定の様式に記載されている各項目の内容を、所定の様式やその他の方法を用いて販売会社の連絡窓口へに連絡する。

VI. 受付中止措置の実施日における基準価額の公表

委託業者は、受付中止措置を実施した日の基準価額について、協会規則に基づき算出し、原則として当該基準価額を公表する。

ただし、例えば、次に掲げるような場合には、委託業者は、基準価額を公表することによって、むしろ投資者の投資判断に誤解を与えかねないことにならないかといった観点から検討を行い、非公表とすることが適当と認めた場合には、基準価額の公表を行わないことができる。

a 対象取引所が長期間閉鎖された場合

b 対象取引所の多くの銘柄の気配値が、ストップ安若しくはストップ高となるなど、市場全体が混乱した場合であって、このような状況が継続している場合

VII. 実施日等

1. このガイドラインは、平成19年5月18日から実施することとし、本会及び会員は、実施日以降できるだけ速やかに連絡体制等の社内体制を整備するものとする。
2. 「東京証券取引所の取引停止に伴う当面の措置（平成18年1月19日付特別対策部会決議）」は、平成19年5月18日をもって廃止する。

附 則

この改正は、平成25年1月4日から実施する。

附 則

この改正は、令和3年7月15日から実施する。

緊急時における投資信託の設定・解約の申込の受付停止措置に係る基本的な考え方

【前提】

いずれの事由に起因するものかを問わず、緊急事態発生時において、投資家、受益者からの投資信託の設定・解約の申込みの受入れを停止する措置の実施については、投資信託委託業者が個別の投資信託の約款の規定に基づき、実施の可否や対象とする投資信託について判断する。

【基本的な考え方】

投資信託委託業者が投資信託の設定・解約の申込みの受入れを停止する措置を実施する際には、同一の投資信託について

- ・販売会社により、取扱いの条件が異なること。
- ・設定・解約を申し込む投資家と残存受益者との間で不公平が生じないこと。
- ・ブラインドの観点が維持されていること。

等に留意すること。

【具体的な適用除外とする範囲】

投資信託委託業者が投資信託の設定・解約の申込みの受入れを停止する措置を実施している場合であっても、基本的に、上記の観点から、措置の例外として、下記に掲げる様な事例の申込みを受付けることは、弊害が少ないものと考えられる。

ただし、この場合、投資信託委託業者は措置の例外とする投資信託の条件、経路等について、販売会社との間で必要な情報を共有する必要があることに留意する。

(弊害が少ないものと考えられる事例)

- ・確定拠出年金に係る設定・解約、買換え
- ・累積投資契約、積立投資契約等の定時定額購入の設定
- ・分配金の再投資による設定
- ・変額年金保険契約による設定、解約

設定・解約停止ファンド一覧

令和 年 月 日

	受付中止措置適用日	投信協会コード	ISINコード	ファンドコード①	ファンドコード②	ファンドコード③	投信会社名	正式ファンド名	略称又は愛称	定時定額区分	分配金再投資区分	DC区分	VA区分	基準価額適用日
説明	yyyy/mm/dd	8ケタ		野村総合研究所	大和総研	その他				設定・解約をともに停止しないのであれば1を入力 設定のみ停止しないのであれば2を入力 解約のみ停止しないのであれば3を入力	停止しないのであれば1を入力。	設定・解約をともに停止しないのであれば1を入力 設定のみ停止しないのであれば2を入力 解約のみ停止しないのであれば3を入力	停止しないのであれば1を入力。	1:当日 2:翌日 3:翌々日 4:その他
必須項目	○	○	○	△	△	△	○	○	△	△	△	△	△	○
1														
2														
3														
4														
5														
6														

記載上の注意

1. 受付中止措置適用日

年月日を入力。必須項目。受付中止措置の適用日について記入する。

2. 投信協会コード

8ケタの数字。必須項目。

3. ISINコード

12ケタの英数字。必須項目。

4. ファンドコード①

任意項目。該当ない場合は空白。野村総合研究所のシステムを利用している場合に、当該システムのファンドコードを入力することが可能。

5. ファンドコード②

任意項目。該当ない場合は空白。大和総研のシステムを利用している場合に、当該システムのファンドコードを入力することが可能。

6. ファンドコード③

任意項目。該当ない場合は空白。上記ファンドコード①及び②以外のシステムを利用している場合に、当該システムのファンドコードを入力することが可能。

7. 投信会社

必須項目。投信会社名を記入。

8. 正式ファンド名

必須項目。ファンドの正式名称を記入。

9. 略式又は愛称

任意項目。ファンドの略称又は愛称を記入。

10. 定時定額区分

任意項目。該当する場合は1～3を入力。該当しない場合は空白。定時定額の積み立てについて設定・解約ともに停止しないのであれば1を入力。

定時定額の積み立てについて設定のみ停止しないで、解約は停止するのであれば2を入力。

定時定額の積み立てについて設定は停止し、解約のみ停止しないのであれば3を入力。定時定額含めて停止する場合等は空白のまま。

11. 分配金再投資区分

任意項目。該当する場合は1を入力。該当しない場合は空白。分配金再投資について停止しないのであれば1を入力。

分配金再投資区分が無い場合や、分配金再投資含めて停止する場合等は空白のまま。

12. DC区分

任意項目。該当する場合は1を入力。該当しない場合は空白。DCについて設定・解約ともに停止しないのであれば1を入力。

DCについて設定のみ停止しないで、解約は停止するのであれば2を入力。DCについて設定は停止し、解約のみ停止しないのであれば3を入力。

DC区分が無い場合や、DC含めて停止する場合等や空白のまま。

13. VA区分

任意項目。該当する場合は1を入力。該当しない場合は空白。VAについて停止しないのであれば1を入力。

VA区分が無い場合や、VA区分含めて停止する場合等や空白のまま。

14. 基準価額適用日

必須項目。基準価額適用日が当日の場合は1を入力。翌日の場合は2、翌々日の場合は3を記入。

翌々々日の場合や、設定と解約で基準価額適用日が違う場合などは、4を記入。